

薩摩川内市ふるさと納税返礼品協力事業者登録要項

ふるさと納税制度による地元特産品等のPR、販路拡大などに伴う地元経済の活性化を目指すと共に、薩摩川内市への寄附を促進する為、平成29年9月から薩摩川内市へ寄附された方への返礼品として、商品やサービスを提供していただける法人、団体又は個人事業者（以下「協力事業者」という。）、返礼品を以下の通り定義し、次の登録条件に基づき、登録をして頂きます。

1 協力事業者について

次の条件を満たすことが必要になります。

- (1) 各種法規則に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所もしくは工場が市内にあるか、または市長が地元特産品等のPR、販路拡大などに伴う地元経済の活性化に資するものと特別に認める法人、団体または個人事業者であること。
- (3) 寄附者からの返礼品の品質等に関する苦情等に対し、再発送による対応等、状況に応じ素早く、誠実な対応ができること。
- (4) 薩摩川内市から提供された寄附者の個人情報を各種関係法令、条例を遵守し、適正に取り扱いができるること。
- (5) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力の構成員等でない者。
- (6) 生産物責任法（PL法）等に基づく保険に加入しており、万が一の場合、寄附者に対する損害賠償ができること。

2 返礼品について

次の条件を満たしている商品等を募集します。

- (1) 薩摩川内市の魅力を発信し、地域産業の育成、振興につながる要素をもつ商品等であること。
- (2) 地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則及び総務省告示第179号第5条に規定する基準を満たす物や役務であること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込める事。ただし、期間限定・数量限定で、供給可能なものは取扱うこととする。
- (4) 飲食物の場合は、寄附者に商品到着後5日以上の賞味（消費）期限が保証されている事。ただし、賞味期限（消費期限）が5日を確保できない生鮮品等については、発送前に協力事業者において発送連絡を行い賞味（消費）期限前に寄附者に商品が届くようとする場合は、この限りでない。
- (5) 法令、条例上必要な表示、記載がされている事。
- (6) 公序良俗に反しないこと。

3 返礼品の取り扱いについて

返礼品の寄附者送達までの瑕疵について次のとおり定める。

- (1) 寄附者不在等各種事由により、送達できなかつたもしくは、賞味（消費）期限切れとなつた場合の返送費並びに再発送商品代については協力事業者負担とする。ただし、電話等にて事前確認が行われていた場合はこの限りでない。
- (2) 配送事業者の瑕疵により、商品が損傷もしくは、賞味（消費）期限切れとなつた場合は、配送事業者負担とする。
- (3) その他、予期せぬ事由により商品を送達できなかつた場合もしくは、賞味（消費）期限切れとなつた場合は、市もしくは返礼品取りまとめ委託事業者（以下「委託事業者」という。）の負担とする。
- (4) 返礼品の品質等に起因する寄附者の損害については、協力事業者負担とする。

4 返礼品の金額設定に関して

協力事業者は返礼品提供額を設定する際、出荷時荷姿（梱包、包装費含む）の金額（消費税込み）については、これに上限を定めない。

配送に関しては、手配、事務手続きを委託事業者が行い、送料は薩摩川内市が負担する。

なお、送料が高額になる可能性がある場合、事業者と協議の上、寄附者負担も含めて決定するものとする。

5 支払い基準

協力事業者に対する返礼品対価（発送分）の支払いは、月末締め、翌月末払いとする。

なお、請求書は委託事業者へ翌月 10 日までに提出するものとする。

6 協力事業者の特典等

(1) 薩摩川内市が指定するふるさと納税の専門インターネットサイトに返礼品の画像、商品名、協力事業者名などを掲載します。

(2) 商品の発送にあたって、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

7 薩摩川内市が指定し、委託業者の返礼品取りまとめ対象としない協力事業者及びその返礼品は、3 の(3)、4 の配送に関する事項及び5についてこの限りではない。

平成29年9月1日施行
令和2年4月1日変更
令和4年1月1日変更
令和4年9月1日変更
令和4年12月1日変更

(参考)

地場産品基準（総務省告示第179号第5条抜粋）

以下のいずれかの要件を満たしていること。

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。